

# 栗東市国民保護計画

## 【本編】

令和2年3月

栗東市



# 目 次

第1編	総 論	1
第1章	栗東市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
	1. 栗東市の責務及び栗東市国民保護計画の位置づけ	1
	2. 栗東市国民保護計画の構成	2
	3. 栗東市国民保護計画の見直し、変更手続	2
	4. 栗東市地域防災計画に基づく取組みの活用	3
第2章	国民保護措置に関する基本方針	4
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	6
第4章	栗東市の地理的、社会的特徴	10
	1. 地理的特徴	10
	2. 社会的特徴	11
第5章	栗東市国民保護計画が対象とする事態	13
	1. 武力攻撃事態	13
	2. 緊急処理事態	16
第2編	平素からの備えや予防	19
第1章	組織・体制の整備等	19
第1	栗東市等における組織・体制の整備	19
	1. 栗東市の各部課室における平素の業務	19
	2. 栗東市職員の参集基準等	19
	3. 消防機関の体制	21
	4. 国民の権利利益の救済に係る手続等	22
第2	関係機関との連携体制の整備	23
	1. 基本的考え方	23
	2. 広域消防との連携	23
	3. 県との連携	23
	4. 近接市町との連携	24
	5. 指定公共機関等との連携	24
	6. ボランティア団体等に対する支援	25
第3	通信の確保	25
第4	情報収集・提供等の体制整備	26
	1. 基本的考え方	26
	2. 警報等の伝達に必要な準備	28
	3. 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	29
	4. 被災情報の収集・報告に必要な準備	30

第5章	研修及び訓練	30
1.	研修	30
2.	訓練	31
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	33
1.	避難に関する基本的事項	33
2.	避難実施要領のパターンの作成	34
3.	救援に関する基本的事項	34
4.	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	35
5.	避難施設の指定への協力	35
6.	生活関連等施設の把握等	36
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	38
1.	栗東市における備蓄	38
2.	栗東市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	39
第4章	国民保護に関する啓発	40
1.	国民保護措置に関する啓発	40
2.	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	40
第3編	武力攻撃事態等への対処	43
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	43
1.	事態認定前における緊急事態連絡本部の設置及び初動措置	43
2.	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	44
第2章	栗東市対策本部の設置等	46
1.	栗東市対策本部の設置	46
2.	通信の確保	49
第3章	関係機関相互の連携	50
1.	国・県の対策本部等との連携	50
2.	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	50
3.	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	51
4.	他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	52
5.	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	52
6.	栗東市の行う応援等	53
7.	ボランティア団体等に対する支援等	53
8.	住民への協力要請	54
第4章	警報及び避難の指示等	55
第1章	警報の伝達等	55
1.	警報の内容の伝達等	55
2.	警報の内容の伝達方法	55
3.	緊急通報の伝達及び通知	56

第2章	避難住民の誘導等	57
1.	避難の指示の通知・伝達	57
2.	避難実施要領の策定	57
3.	避難住民の誘導	60
4.	武力攻撃事態の類型に応じた避難の基本的な要領等	63
第5章	救援	66
1.	救援の実施	66
2.	関係機関との連携	66
3.	救援の内容	67
第6章	安否情報の収集・提供	70
1.	安否情報の収集	70
2.	県に対する報告	71
3.	安否情報の照会に対する回答	71
4.	日本赤十字社に対する協力	72
第7章	武力攻撃災害への対処	73
第1節	武力攻撃災害への対処	73
1.	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	73
2.	武力攻撃災害の兆候の通報	73
第2節	応急措置等	74
1.	退避の指示	74
2.	警戒区域の設定	75
3.	応急公用負担等	76
4.	消防に関する措置等	77
第3節	生活関連等施設における災害への対処等	78
1.	生活関連等施設の安全確保	79
2.	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	79
第4節	NBC攻撃による災害への対処等	81
1.	NBC攻撃による災害への対処	81
第8章	被災情報の収集及び報告	84
第9章	保健衛生の確保その他の措置	85
1.	保健衛生の確保	85
2.	廃棄物の処理	86
3.	文化財の保護	86
第10章	国民生活の安定に関する措置	88
1.	生活関連物資等の価格安定	88
2.	避難住民等の生活安定等	88
3.	生活基盤等の確保	88
第11章	特殊標章等の交付及び管理	89

第4編 復旧等	91
第1章 応急の復旧	91
1. 基本的考え方	91
2. 公共的施設の応急の復旧	91
第2章 武力攻撃災害の復旧	93
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	94
1. 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	94
2. 損失補償及び損害補償	94
3. 総合調整及び指示に係る損失の補てん	94
第5編 緊急対処事態への対処	95
1. 緊急対処事態	95
2. 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	95
資料編	別冊
栗東市国民保護計画に係る避難等行動マニュアル	別冊

# 第1編 総論

## 第1章 栗東市の責務、計画の位置づけ、構成等

栗東市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、栗東市の責務を明らかにするとともに、栗東市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1. 栗東市の責務及び栗東市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 栗東市の責務

栗東市（栗東市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び滋賀県の国民の保護に関する計画（以下「滋賀県国民保護計画」という。）を踏まえ、栗東市の国民の保護に関する計画（以下「栗東市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

なお、栗東市国民保護計画における消防業務は、湖南広域消防局（以下「広域消防」という。）の業務として定めるものとする。

#### (2) 栗東市国民保護計画の位置づけ

栗東市は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、栗東市国民保護計画を作成する。

#### (3) 栗東市国民保護計画に定める事項

栗東市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、栗東市が実施する国民保護措置に関する事項等、次に示す国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

- ① 栗東市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- ② 栗東市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民の保護のための措置に関する事項

- ③ 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ その他栗東市域に係る国民の保護のための措置に関し栗東市長が必要と認める事項

## 2. 栗東市国民保護計画の構成

栗東市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

## 3. 栗東市国民保護計画の見直し、変更手続

### (1) 栗東市国民保護計画の見直し

栗東市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、滋賀県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

栗東市国民保護計画の見直しに当たっては、栗東市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

### (2) 栗東市国民保護計画の変更手続

栗東市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、栗東市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、栗東市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、栗東市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）



#### 4. 栗東市地域防災計画に基づく取組みの活用

武力攻撃災害等への対応については、災害対策基本法における対応と共通する部分が多いことから、栗東市地域防災計画に基づく取組みのうち、活用可能なものについては活用するものとする。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

栗東市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

栗東市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

栗東市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

栗東市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

栗東市は、国、県、広域消防、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 市民の協力

栗東市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、栗東市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア、事業所への支援に努める。

### (6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

栗東市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、栗東市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

**(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重**

栗東市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

**(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保**

栗東市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

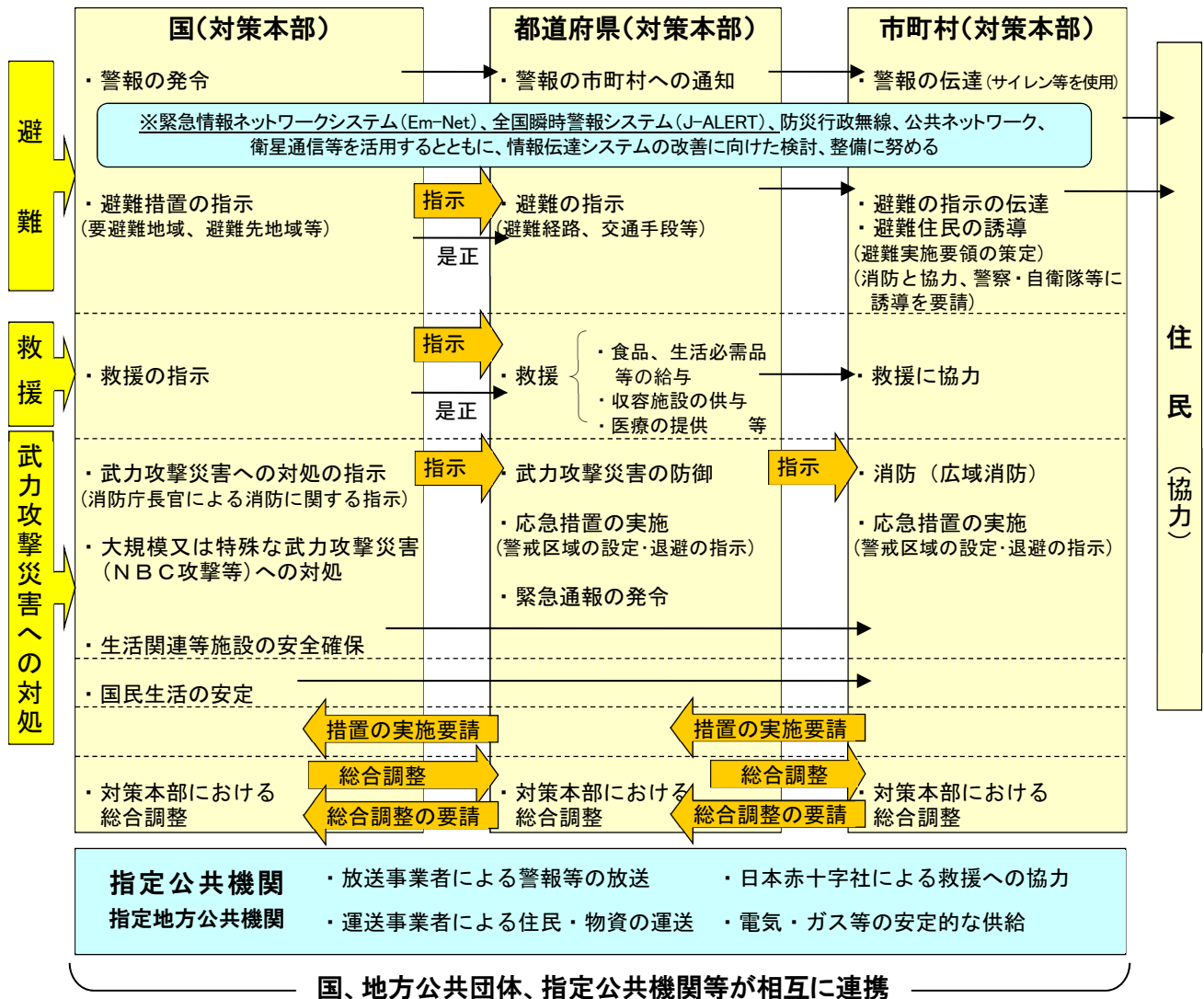
**※【外国人への国民保護措置の適用】**

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

栗東市は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

#### 国民の保護に関する措置の仕組み



図一 国民の保護に関する措置の仕組み

## (1) 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、栗東市、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、概ね次に掲げる業務を処理する。

表一 県、栗東市、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の事務等

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の通知</li> <li>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置、水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>10 交通規制の実施</li> <li>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>
栗東市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>
広域消防	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 構成市への初動連絡及び連携</li> <li>2 武力攻撃災害への対処</li> <li>3 避難住民の誘導</li> <li>4 警報、避難指示の伝達</li> <li>5 生活関連等施設の安全確保支援及び危険物施設の災害発生防止</li> <li>6 国民保護に関する普及啓発</li> </ol>

表一 県、栗東市、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の事務等  
(つづき)

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
近畿中部防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 大津財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
大阪税関京都税関支署 滋賀出張所	1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
滋賀労働局	1 被災者の雇用対策
近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の指導 2 鉦山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 大阪空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 飛行機の航行の安全確保
大阪管区气象台 彦根地方气象台	1 気象情報の把握及び情報提供
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

表一 県、栗東市、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の事務等  
(つづき)

機関の名称		事務又は業務の大綱
指定 公 共 機 関 及 び 指 定 地 方 公 共 機 関	災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
	放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容並びに緊急通報の内容の放送
	運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
	電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
	電気事業者	1 電気の安定的な供給
	ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
	郵便事業者	1 郵便の確保
	一般信書便事業者	1 信書便の確保
	病院その他の医療機関	1 医療の確保
	河川管理施設、道路の管理者	1 河川管理施設、道路の管理
	日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
	日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

## (2) 関係機関の連絡先

以下の関係機関の連絡先を、資料編に示した。

- ① 関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）
- ② 関係県機関（県警察含む）
- ③ 関係市町機関
  - ・「災害時における相互応援・連携基本協定」(湖南総合調整協議会) 締結市
  - ・その他滋賀県内市町
  - ・行政組合、事務組合
  - ・県外相互応援協定締結市
- ④ その他の機関
  - ・自治会、避難場所(公民館等)

≪関係機関の連絡先≫－資料編p1～13参照

## 第4章 栗東市の地理的、社会的特徴

栗東市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

### 1. 地理的特徴

#### (1) 地形

栗東市は、滋賀県南部の湖南地域に位置し、琵琶湖の周辺に展開する近江盆地の南縁部の一画を占めている。市域の面積は52.75km<sup>2</sup>で、北は野洲川、西は草津川が市域の境界になっている。

栗東市の地形は、資料編に示す地形分類図のとおり、概ね南が山地、中央部が丘陵、北が平地で形成されている。

山地は、信楽山地の北縁部に位置するもので、金勝山地とも称されている。金勝山地の脊梁部には阿星山(693m)、金勝山(566.8m)、竜王山(604.7m)等の定高性を示す山稜が連なり、南方の大戸川流域との分水嶺をなしている。また、丘陵の中には安養寺山(234m)や日向山(223m)等の小規模な山塊が孤立丘として突出し、特徴のある景観を呈している。山地は市域のほぼ50%の面積を占めている。

丘陵は、栗東丘陵と呼ばれ、信楽山地の北麓を取り囲むように分布して、標高150~200mのなだらかな小起伏面を形成している。栗東丘陵は市の面積の20%程度を占めている。

市の北部に広がる平地は、大部分が野洲川や旧草津川、葉山川等が形成した複合扇状地である。複合扇状地は、野洲川の搬出土砂が主体になって形成されたもので、広大な緩扇状地が発達しており、栗東市の主要な市街地がその上に位置している。扇状地を流れる草津川やその支流の金勝川、葉山川は近年まで著しい天井川をなしていることで知られていたが、最近は河川改修による天井川の解消がはかられている。

《栗東市の地形分類図》－資料編p15参照

#### (2) 気候

滋賀県は、その位置的、地形的要因等から、気候はかなり変化に富んでいる。県内の気候を細分すると資料編に示す気候区分図のとおりであり、栗東市は湖南気候区に属する。この気候区の特徴は、総じて温和であり、県域では比較的気温の日較差や年較差は大きくないとされている。栗東市域における気象の観測値等については、資料編にとりまとめた。

《滋賀県の気候区分図》－資料編p14参照

《栗東市の気象観測値》－資料編p14参照



## 2. 社会的特徴

### (1) 人口分布

栗東市の総人口は、昭和35年以降、年々増加傾向を辿り、現在4.7倍増の66,749人（平成27年国勢調査）となった。なお、世帯数は同比較で約9倍増の2万5千世帯程度となった。平成17年からの5年間の人口増加率は6.3%、平成22年からの人口増加率は4.9%、といずれも高い値を示した。

また、65歳以上の全体人口に対する比率は17.6%（平成27年国勢調査）であり、近年増加傾向が顕著である。ただし、滋賀県全体では、23.9%（平成27年国勢調査）であり、県下でも少ない水準にある。一方、14歳以下の若年層は全体人口に対する比率は18.4%（平成27年国勢調査）で県下でも高い値を示している。

栗東市における昼間人口比率は98.3%（平成27年国勢調査）で通勤・通学による人口の流出、流入動向は、流出人口が流入人口を上回っている。

《栗東市の人口の推移》－資料編p16参照

《栗東市の流入・流出人口》－資料編p16参照

《栗東市の人口分布図等》－資料編p16参照

《栗東市学区別人口》－資料編p17参照

### (2) 交通網等

道路については、名神高速道路(64,560台)、国道1号(41,635台)、国道8号(22,219台)、新名神高速道路(51,270台)等の交通量の多い道路が市内を通っている他、名神高速道路には栗東インターチェンジが設けられ、国道8号は国道1号との分岐点になっている(以上、カッコ内は平成27年度全国道路・街路交通情勢調査による24時間自動車類交通量)。

鉄道については、JR東海道新幹線が市内を通っている他、JR東海道本線、JR草津線が市内を通っており、それぞれ栗東駅(12,037人)、手原駅(3,046人)が市内に存在する(以上、カッコ内は一日平均旅客乗車人員。資料：「栗東市統計書」平成30年度版)。

《栗東市域の交通網》－資料編p18参照

《主要道路交通量等に関する統計値等》－資料編p18参照

### (3) その他

栗東市域は、(2)交通網等で示したとおり、幹線交通を担う道路が集中しているため流通の便がよいこと、工業団地を有していること等から、事業所が多いことが栗東市の特徴といえる。また資料編に示す図(規模別事業所数の割合)に示すとおり、全県域と比較して規模の大きい事業所の比率が高くなっている。

《規模別事業所数の割合》－資料編p19参照

またライフラインとしては、上水道が普及率99.9%、下水道が普及率99.1%となっている。(以上、平成30年度末現在、栗東市統計書。)このうち上水道については、市内に4ヶ所の水源があり、必要な水量の約60%を賄っている(残りは滋賀県企業庁より受水)。

《栗東市の水道事業概要》－資料編p19参照

**【栗東市において国民保護措置を実施する上での課題】**

本章において記述した栗東市の地理的及び社会的特徴を踏まえ、栗東市において国民保護措置を実施する上での課題を以下に整理する。

- ① 交通の要衝となっているため、市域の道路・鉄道等に係る武力攻撃災害に留意する必要がある。
- ② 比較的規模の大きい事業所が多いことから、避難誘導等に留意する必要がある。
- ③ 市内の水道水源に対する化学剤等による攻撃に留意する必要がある。

## 第5章 栗東市国民保護計画が対象とする事態

栗東市国民保護計画においては、以下のとおり滋賀県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

### 1. 武力攻撃事態

#### (1) 武力攻撃事態の種類

栗東市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、滋賀県国民保護計画で示されている①着上陸侵攻、②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃の4類型を対象とする。

##### ① 着上陸侵攻の場合

###### ア 特徴

- a 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- b 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナート等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

###### イ 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。

##### ② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

###### ア 特徴

- a 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。  
そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム等に対する注意が必要である。
- b 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害

の発生も想定される。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。

イ 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関を含む）と県、県警察及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、県知事の緊急通報の発令、市長又は県知事の退避の指示又は警戒区域の設定等時宜に応じた措置を行うことが必要である。

③ 弾道ミサイル攻撃の場合

ア 特徴

- a 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- b 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

イ 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって、被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

④ 航空攻撃の場合

ア 特徴

- a 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。
- b 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- c なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
- d 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

イ 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

## (2) NBC攻撃の場合の対応

### ① 核兵器等

ア 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。

核爆発によって、①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。

このうち、①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。

このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

イ 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。

放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸引することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。

したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。

また、汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

ウ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

エ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

### ② 生物兵器

ア 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

イ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

ウ したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

### ③ 化学兵器

ア 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有の臭いがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

イ このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。

また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

## 2. 緊急対応事態

栗東市国民保護計画においては、緊急対応事態として、滋賀県国民保護計画で示されている以下に掲げる事態例を対象とする。

### (1) 攻撃対象施設等による分類

#### ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

##### ア 事態例

- a 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- b ダムの破壊

##### イ 被害の概要

- a 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等が攻撃を受けた場合の主な被害  
爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
- b ダムが破壊された場合の主な被害  
ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

#### ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

イ 被害の概要

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

イ 被害の概要

a 放射性物質等

(a)ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害である。

(b)ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。

(c)小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

b 生物剤（毒素を含む。）による攻撃

(a)生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。

(b)毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。

c 化学剤による攻撃

化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

ア 事態例

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

イ 被害の概要

a 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

b 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

c 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。





## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 栗東市等における組織・体制の整備

栗東市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

##### 1. 栗東市の各部課室における平素の業務

栗東市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。この際、栗東市地域防災計画における体制を参考に整備する。

《栗東市の各部課室における平素の業務》－資料編p20～21参照

##### 2. 栗東市職員の参集基準等

###### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

栗東市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。この際、栗東市地域防災計画における体制を参考に整備する。

###### (2) 24時間即応体制の確立

栗東市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、広域消防との連携を図りつつ当直等の強化を行う等、速やかに栗東市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

###### ① 当直等による職員への連絡体制

栗東市の当直が受信した国民保護に関する情報については、即時に国民保護関係職員に連絡し得る体制をとる。

###### ② 初動連絡体制（警報受信、現場情報受信、国民保護関係職員その他関係機関等への連絡）

初動連絡体制については、栗東市の国民保護担当職員が登庁するまでの間、広域消防にその事務を委ねることとし、当該職員登庁後直ちにその事務を引き継ぐものとする。

### (3) 栗東市の体制及び職員の参集基準等

栗東市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、以下のとおり体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、栗東市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

表一 職員参集基準

体制	参集基準	地域防災計画による体制
①担当課室体制	国民保護担当課室職員が参集	警戒1号体制(震災対策)
②緊急事態連絡本部体制	原則として、栗東市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	警戒本部体制
③栗東市国民保護対策本部体制	全ての栗東市職員が本庁又は出先機関等に参集	災害対策本部体制

表一 事態の状況に応じた初動体制の確立

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	栗東市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①担当課室体制
	栗東市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②緊急事態連絡本部体制
事態認定後	栗東市国民保護対策本部設置の通知がない場合	栗東市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①担当課室体制
		栗東市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②緊急事態連絡本部体制
	栗東市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③栗東市国民保護対策本部体制

### (4) 幹部職員等への連絡手段の確保

栗東市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

### (5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

栗東市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災等により参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておく等、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、栗東市国民保護対策本部長、栗東市国民保護対策本部事務局員の代替職員については、栗東市地域防災計画に準じて、以下のとおりとする。

表一 栗東市国民保護対策本部長等の代替職員

名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)
栗東市国民保護対策本部長 (市 長)	副 市 長	教 育 長
本部事務局員 (課長補佐級職員)	係長級職員	—

※ 栗東市国民保護対策副本部長及び栗東市国民保護対策本部員については、資料編参照。

《栗東市対策本部組織表及び各班の任務分担表》—資料編p22～26参照

#### (6) 職員の服務基準

栗東市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

《栗東市対策本部組織表及び各班の任務分担表》—資料編p22～26参照

#### (7) 交代要員等の確保

栗東市は、防災に関する体制を活用しつつ、栗東市国民保護対策本部（以下「栗東市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

### 3. 消防機関の体制

#### (1) 広域消防における体制

広域消防は、事態に応じて迅速に初動体制を確保できるように必要な体制整備を行うものとする。

その際、広域消防における24時間体制の状況を踏まえ、栗東市の国民保護担当職員が登庁するまでの間、市の初動連絡体制（警報受信、現場情報受信、栗東市国民保護担当職員及びその他関係機関への連絡）を担うものとする。

また、栗東市は、初動時における広域消防との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

#### (2) 消防団の充実・活性化の推進等

栗東市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことを考慮し、広域消防及び県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、栗東市は、広域消防及び県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

消防団員は、栗東市消防団活動基準に基づき参集する。

#### 4. 国民の権利利益の救済に係る手続等

##### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

栗東市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ること等により、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

表一 国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

区分	手続項目	担当部課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事(法第81条第2項)	総務部 総務課
	特定物資の保管命令に関する事(法第81条第3項)	
	土地等の使用に関する事(法第82条)	
	応急公用負担に関する事(法第113条第1・5項)	
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	
不服申立てに関する事(法第6条、175条)		
訴訟に関する事(法第6条、175条)		

##### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

栗東市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、栗東市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

栗東市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

栗東市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、広域消防、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1. 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

栗東市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

栗東市は、国、県、広域消防、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

栗東市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、栗東市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2. 広域消防との連携

栗東市は、広域消防が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、消火、救助、救急等の活動を行うほか、避難住民の円滑な誘導等を行うことができるよう、平素より密接な調整、連携を図る。

### 3. 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

栗東市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

## (2) 県との情報共有

警報の内容、避難や救援を行う場合の経路、運送手段等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

## (3) 栗東市国民保護計画の県への協議

栗東市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と栗東市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

## (4) 県警察との連携

栗東市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

# 4. 近接市町との連携

栗東市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

# 5. 指定公共機関等との連携

## (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

栗東市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

## (2) 医療機関との連携

栗東市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう広域消防とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

## (3) 関係機関との協定の締結等

栗東市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行う等、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、栗東市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、地域防災計画に準じて、栗東市商工会等、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

《関係機関との協定一覧》－資料編p29参照

## 6. ボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援

栗東市は、広域消防と連携して、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び栗東市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

栗東市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### (3) 事業所の支援

栗東市は、広域消防と連携して、事業所の施設管理者及び事業者に対して、平素における警戒や事態発生時の避難誘導等の危機管理の強化について、指導、助言を行う。

## 第3 通信の確保

栗東市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

### (1) 非常通信体制の整備

栗東市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

## (2) 非常通信体制の確保

栗東市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図る等、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）を活用した情報伝達体制の整備を図り、同報系防災行政無線や登録メールを活用し、住民への多様な伝達手段の確保に努める。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

栗東市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1. 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

栗東市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、〈表一 体制の整備に当たっての留意事項〉に示す事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

#### (3) 情報の共有

栗東市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。



表一 体制の整備に当たっての留意事項

施設 ・ 設備 面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul>
運用 面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>

## 2. 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

栗東市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築する等、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある）。

### (2) 防災行政無線の整備

栗東市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。また、既に同報系防災行政無線および全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用をしている栗東市においては、同報系防災行政無線の充実及び可聴範囲の拡大を図る。

### (3) 広域消防等との連携

栗東市は、住民に対する警報伝達が的確かつ迅速に行われるよう広域消防及び消防団との連携を図る。

### (4) 県警察との連携

栗東市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

### (5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

### (6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

栗東市は、県から警報の内容の通知を受けたときに栗東市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

《警報を伝達すべき関係機関等》－資料編p1～13参照

### (7) 民間事業者からの協力の確保

栗東市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

## 3. 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

### (1) 安否情報の種類・収集及び報告の様式

栗東市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し又は死亡した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書により県に報告する。

《安否情報収集様式、安否情報報告書》－資料編p30～35参照

表一 収集・報告すべき情報

#### 1. 避難住民・負傷住民

- |   |        |
|---|--------|
| ① 氏名  | ② フリガナ |
| ③ 出生の年月日  | ④ 男女の別 |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む）   | ⑥ 国籍   |
| ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） |        |
| ⑧ 負傷（疾病）の該当   |        |
| ⑨ 負傷または疾病の状況  |        |
| ⑩ 現在の居所   |        |
| ⑪ 連絡先その他必要情報  |        |
| ⑫ 親族・同居者への回答の希望   |        |
| ⑬ 知人への回答の希望   |        |
| ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意  |        |

#### 2. 死亡住民

（上記①～⑦に加えて）

- |  |
|--|
| ⑧ 死亡の日時、場所及び状況                         |
| ⑨ 遺体が安置されている場所                         |
| ⑩ 連絡先その他必要情報                           |
| ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意 |

## (2) 安否情報収集のための体制整備

栗東市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、栗東市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

## (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

栗東市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

# 4. 被災情報の収集・報告に必要な準備

## (1) 情報収集・連絡体制の整備

栗東市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

《被災情報の報告様式》－資料編p36参照

## (2) 担当者の育成

栗東市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

栗東市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、栗東市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

# 1. 研 修

## (1) 研修機関における研修の活用

栗東市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県市町村職員研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

**(2) 職員等の研修機会の確保**

栗東市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用する等多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】<http://www.fdma.go.jp/>

**(3) 外部有識者等による研修**

栗東市は、職員等の研修の実施に当たっては、広域消防、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招く等外部の人材についても積極的に活用する。

<b>2. 訓 練</b>
---------------

**(1) 栗東市における訓練の実施**

栗東市は、広域消防、近隣市町、県、国等関係機関と共同する等して、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携によるNBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

**(2) 訓練の形態及び項目**

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 栗東市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び栗東市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

**(3) 訓練に当たっての留意事項**

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要す

る者への的確な対応が図られるよう留意する。

- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取する等、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 栗東市は、自治会・町内会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 栗東市は、広域消防及び県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 栗東市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。(通信の確保、情報収集・提供体制等既に記載しているものを除く。)

### 1. 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

栗東市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。なお、個人情報については、その保護に十分に配慮を行うものとする。

#### ※【栗東市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図 (※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト  
(※避難経路として想定される高速道路、国道、県道、栗東市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト (※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)  
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数等のデータ)
- 避難施設のリスト (データベース策定後は、当該データベース) (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト (※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関 (国、県、民間事業者等) の連絡先一覧、協定
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧 (※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト (※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先) (※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者の避難支援プラン

《平素から集約・整理が必要な基礎的資料の詳細》—資料編p37参照

#### (2) 広域消防との連携の確保

栗東市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう意見交換を行い、訓練等を通じて連携を確保する。

### (3) 隣接する市との連携の確保

栗東市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

### (4) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

栗東市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している「市地域防災計画第2章第1節第5 要配慮者の安全確保と支援体制の強化」を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。また、日本語の理解が困難な外国人等についても配慮する。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な避難行動要支援者支援の体制を設置するとともに、社会福祉協議会・民生委員・障がい者団体・自治会・自主防災組織等の活動に留意する。

### (5) 民間事業者からの協力の確保

栗東市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

### (6) 学校や事業所との連携

栗東市は、広域消防と連携し、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

## 2. 避難実施要領のパターンの作成

栗東市は、関係機関（教育委員会等栗東市の各執行機関、広域消防、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

## 3. 救援に関する基本的事項

### (1) 県との調整

栗東市は、県から救援の一部の事務を栗東市において行うこととされた場合や栗東市が県の行う救援を補助する場合に鑑みて、栗東市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における栗東市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。



## (2) 栗東市が実施する救援

県との調整の結果、栗東市が行う救援に関する措置については、迅速に当該救援に関する措置が実施できるよう自主防災組織、ボランティア関係団体等の協力も含め、措置を実施する人員の確保等必要な事項について定めるものとする。

## (3) 基礎的資料の準備等

栗東市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

# 4. 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

栗東市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

## (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

栗東市は、県が保有する栗東市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

### ○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等（鉄道・定期路線バス、船舶、飛行機等）の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 等

### ○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先等）
- ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先等）
- ③ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先等）
- ④ 飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先等）

《輸送施設に関する情報の所在》－資料編p37参照

## (2) 運送経路の把握等

栗東市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する栗東市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

# 5. 避難施設の指定への協力

栗東市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供する等県に協力する。

栗東市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

## 6. 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

栗東市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、栗東市は「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

《生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局》－資料編p38参照

### (2) 栗東市が管理する公共施設等における警戒

栗東市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

### (3) 武力攻撃原子力災害に対する平素からの備え

栗東市は、隣接県に所在する原子力事業所が武力攻撃を受けた場合における市民の不安感を払拭するため、県（及び関係機関）との情報連絡等の連携体制を整備するとともに、それらの原子力事業所における武力攻撃事態等を想定した訓練等により、その有効性を検証し、必要な体制の見直しに努める。

栗東市は、県による原子力災害のための平常時のモニタリング結果及び県が専門家から助言や支援を得るための体制に留意する。

### (4) 水源地への毒物等の投入による災害に対する平素からの備え

#### ① 水質監視の強化

栗東市は、水源地への様々な毒物等の投入による災害に対応するため、県を通じて専門家や専門検査機関の情報及び県の実施する各浄水場における生物モニタリングの成果を把握する。（情報を把握するとともに、各浄水場における生物モニタリングを実施する。）

#### ② 初動体制の整備

栗東市は、県及び関係機関等との情報連絡体制及び初動における取水・給水等の対処方法等必要な措置、偽情報であると判断された場合における風評被害防止の情報提供等について、あらかじめ定めておくものとする。

### (5) 変電所等の施設に対する攻撃に係る平素からの備え

栗東市は、市域の変電所等の施設に対する攻撃に対応するため、各施設の管理者（JR東

海、関西電力等)との連絡体制の整備に努める。

### 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

栗東市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

#### 1. 栗東市における備蓄

##### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

##### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、栗東市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

###### 【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料、飲料水、被服、医薬品、仮設テント、燃料等

###### 【武力攻撃災害への対処のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具等

##### (3) 県との連携

栗東市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結する等、必要な体制を整備する。

## 2. 栗東市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

### (1) 施設及び設備の整備及び点検

栗東市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

### (2) ライフライン施設の機能性の確保

栗東市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

栗東市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1. 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

栗東市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用する等実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰等により、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

栗東市は、啓発の実施に当たっては、広域消防の協力のもと、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

栗東市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、栗東市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2. 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

栗東市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の栗東市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合等の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、栗東市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合等に住民がとるべき対処についても、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」等）を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知するよう努める。

また、栗東市は、日本赤十字社、県、広域消防等とともに、傷病者の応急手当について普及に努める。





## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊されたりする等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、栗東市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、栗東市の初動体制について、以下のとおり定める。

#### 1. 事態認定前における緊急事態連絡本部の設置及び初動措置

##### (1) 緊急事態連絡本部の設置

- ① 栗東市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、栗東市としての確かつ迅速に対処するため「緊急事態連絡本部」を設置する。

「緊急事態連絡本部」は、栗東市対策本部員のうち、国民保護担当部課長等、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

《栗東市緊急事態連絡本部の構成及び機能》－資料編p39参照

※ 住民からの通報、広域消防、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長、幹部職員等に報告するものとする。

また、広域消防との初動連絡体制を確立するものとする。

- ② 緊急事態連絡本部は、広域消防及び広域消防以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡本部を設置した旨について、県に連絡を行う。この場合、緊急事態連絡本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における広域消防との通信を確保する。

## (2) 初動措置の確保

栗東市は、緊急事態連絡本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、広域消防による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、栗東市長は、国、県等から入手した情報を広域消防等へ提供するとともに、必要な連携を行う。

栗東市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、栗東市に対し、栗東市対策本部の設置の指定がない場合においては、栗東市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、栗東市対策本部設置の要請等の措置等を行う。

## (3) 関係機関への支援の要請

栗東市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

## (4) 栗東市対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、栗東市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに栗東市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡本部は廃止する。

### ※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことに鑑み、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合には、直ちに栗東市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、栗東市対策本部長は、栗東市対策本部に移行した旨を関係部課室に対し周知徹底する。

栗東市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずる等必要な調整を行うものとする。

《災害対策基本法との関連における対処体制》－資料編p39参照

## 2. 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

栗東市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合

等において、栗東市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制（地域防災計画における警戒1号体制）を立ち上げ、又は、緊急事態連絡本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、栗東市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、栗東市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 栗東市対策本部の設置等

栗東市対策本部を迅速に設置するため、栗東市対策本部を設置する場合の手順や栗東市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1. 栗東市対策本部の設置

#### (1) 栗東市対策本部の設置の手順

栗東市対策本部を設置する場合については、以下の手順により行う。

① 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

栗東市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

② 栗東市長による栗東市対策本部の設置

指定の通知を受けた栗東市長は、直ちに栗東市対策本部を設置する。

※前述のとおり事前に緊急事態連絡本部を設置していた場合は、栗東市対策本部に切り替えるものとする。

③ 栗東市対策本部員及び栗東市対策本部職員の参集

栗東市対策本部担当者は、栗東市対策本部員、栗東市対策本部事務局員等に対し、災害時の呼集連絡網を活用し、栗東市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 栗東市対策本部の開設

栗東市対策本部担当者は、栗東市危機管理センター3階大研修室に栗東市対策本部を開設するとともに、栗東市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

栗東市長は、栗東市対策本部を設置したときは、栗東市議会に栗東市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

栗東市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部代替機能の確保

栗東市は、栗東市対策本部が被災した場合等、栗東市対策本部を危機管理センター内に設置できない場合に備え、地域防災計画に準じ栗東市対策本部の予備施設を準備する。

また、栗東市区域外への避難が必要で、栗東市の区域内に栗東市対策本部を設置することができない場合には、知事と栗東市対策本部の設置場所について協議を行う。

## (2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

栗東市長は、栗東市が市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、栗東市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

## (3) 栗東市対策本部の組織構成及び機能

栗東市対策本部の組織構成及び機能は、災害対策本部に準じて定める。

《栗東市対策本部組織表及び各班の任務分担表》－資料編p22～26参照

## (4) 栗東市対策本部における広報等

栗東市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、栗東市対策本部における広報広聴体制を整備する。

### 【栗東市対策本部における広報体制】

#### ① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において、住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

#### ② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に情報等を提供できる体制を整備する。

#### ③ 留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

イ) 栗東市対策本部において重要な方針を決定した場合等広報する情報の重要性等に応じて、栗東市長自ら記者会見を行う。

ウ) 県と連携した広報体制を構築する。

#### ④ その他関係する報道機関

《関係する報道機関》－資料編p40参照

## (5) 栗東市現地対策本部の設置

栗東市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、栗東市対策本部の事務の一部を行うため、栗東市現地対策本部を設置する。

栗東市現地対策本部長や栗東市現地対策本部員は、栗東市対策副本部長、栗東市対策本部員その他の職員のうちから栗東市対策本部長が指名する者をもって充てる。

## (6) 現地調整所の設置

栗東市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、広域消防、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

《現地調整所の組織編制例及び現地調整所の性格について》－資料編p41参照

## (7) 栗東市対策本部長の権限

栗東市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

### ① 栗東市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

栗東市対策本部長は、栗東市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、栗東市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

### ② 県対策本部長に対する総合調整の要請

栗東市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、栗東市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、栗東市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

### ③ 情報の提供の求め

栗東市対策本部長は、県対策本部長に対し、栗東市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

### ④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

栗東市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、栗東市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

### ⑤ 栗東市教育委員会に対する措置の実施の求め

栗東市対策本部長は、栗東市教育委員会に対し、栗東市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、栗東市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

## (8) 栗東市対策本部の廃止

栗東市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、栗東市対策本部を廃止する。

## 2. 通信の確保

### (1) 情報通信手段の確保

栗東市は、携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、栗東市対策本部と栗東市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

### (2) 情報通信手段の機能確認

栗東市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県並びに総務省にその状況を連絡する。

### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

栗東市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行う等通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第3章 関係機関相互の連携

栗東市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、広域消防、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と栗東市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1. 国・県の対策本部等との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

栗東市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

栗東市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合、栗東市は、国、県、指定地方公共機関等と国民保護措置に関する情報を交換し、相互に協力するものとする。

#### (3) 広域消防との連携

栗東市は、広域消防と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

### 2. 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 知事等への措置要請

栗東市は、栗東市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、栗東市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

栗東市は、栗東市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長へ



の要請を行うよう求める。

### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

栗東市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、栗東市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

## 3. 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 栗東市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊滋賀地方協力本部長又は陸上自衛隊第3戦車大隊長を通じて、陸上自衛隊にあつては中部方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。

要請を行う場合には、以下の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

a 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）

b 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）

c 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）

d 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

エ その他参考となるべき事項

- ② 栗東市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、栗東市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

## 4. 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

### (1) 他の市町長等への応援の要求

- ① 栗東市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

### (2) 県への応援の要求

栗東市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

### (3) 事務の一部の委託

- ① 栗東市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
  - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
  - ・委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、栗東市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、栗東市長はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5. 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 栗東市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長、若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 栗東市は、(1)の要請を行うときは県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合等において、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

## 6. 栗東市の行う応援等

### (1) 他の市町に対して行う応援等

- ① 栗東市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、栗東市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、栗東市は公示を行い、県に届け出る。

### (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

栗東市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7. ボランティア団体等に対する支援等

### (1) 自主防災組織等に対する支援

栗東市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

### (2) ボランティア活動への支援等

栗東市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、栗東市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

栗東市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8. 住民への協力要請

栗東市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

栗東市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1. 警報の内容の伝達等

##### (1) 警報の内容の伝達

- ① 栗東市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、青年会議所、病院、学校等）に警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

- ① 栗東市は、栗東市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園等）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 栗東市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、栗東市のホームページ（<http://www.city.ritto.shiga.jp/>）に警報の内容を掲載する。

《警報を伝達すべき関係機関等》－資料編p1～13参照

《栗東市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み》－資料編p42参照

#### 2. 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在、栗東市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に栗東市が含まれる場合

この場合においては、原則として、広域消防を通じて国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

なお、弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態等においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、瞬時に国から警報の内容が送信されるため、防災行

政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に栗東市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、栗東市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

ウ 警報を周知する方法として、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達等、自治会等への協力依頼等の防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

- (2) 栗東市長は、広域消防と連携し、あるいは自治会及び自主防災組織等の自発的な協力を得ること等により、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、既存の「防災・防犯情報一斉メール」を活用する等、体制を整備する。

この場合において、広域消防は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行う等、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、栗東市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で「市地域防災計画第2章第1節第5 要配慮者の安全確保と支援体制の強化」を活用する等、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難等に備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする）。

### 3. 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

## 第2 避難住民の誘導等

栗東市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。栗東市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1. 避難の指示の通知・伝達

- ① 栗東市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 栗東市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

《避難の指示の流れ》－資料編p43参照

### 2. 避難実施要領の策定

#### (1) 避難実施要領の策定

栗東市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、広域消防、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

※【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

※【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される栗東市の計

画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにする等、避難実施要領を簡潔な内容とすることができる。

なお、昼間人口が比較的多いこと、交通の要衝であることといった栗東市の特性に留意し、避難の指示に対して、速やかに避難実施要領を作成し、住民の避難誘導措置を円滑に行うため、避難実施要領のパターンを含めた「栗東市国民保護計画に係る避難等行動マニュアル」を作成する。

## (2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

避難実施要領の項目と留意事項、具体例については下表のとおりである。

表一 避難実施要領の項目と留意事項等

避難実施要領の項目	留意事項及び記載例等
① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。 例:A市A1地区1-2, 1-3の住民は「A1自治会」、A市A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2自治会」を避難の単位とする。
② 避難先	避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。 例:避難先:B市B1地区2-3にあるB市立B1〇〇学校体育館
③ 一時集合場所及び集合方法	避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。 例:集合場所:A市A1地区2-1のA市〇〇学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車を利用するものとし、要配慮者については自動車等を使用。
④ 集合時間	避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。 例:バスの発着時間:〇月〇日 ΔΔ:ΔΔ、〇〇:〇〇、◇◇:◇◇
⑤ 集合に当たっての留意事項	集合後の自治会や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。 例:集合に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。
⑥ 避難の手段及び避難の経路	集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。 例:集合後は、〇〇鉄道〇〇線AA駅より〇月〇日のΔΔ:ΔΔより〇〇分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市〇〇学校体育館に避難する。
⑦ 栗東市職員、消防職団員の配置等	避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防職員及び消防団員（以下、消防職団員という）の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。この場合において、広域消防と密接な連携を図る。
⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応	高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。 例:誘導に際しては、高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。
⑨ 要避難地域における残留者の確認	要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。 例:避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。



表一 避難実施要領の項目と留意事項等（つづき）

避難実施要領の項目	留意事項及び例
⑩ 避難誘導中の食料等の支援	避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。 例：避難誘導要員は、○月○日の△△：△△に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては救護所を設置し適切な医療を提供する。
⑪ 避難住民の携行品、服装	避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。 例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。なお、NBC攻撃による災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。
⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等	問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。 例：緊急連絡先：A市対策本部 TEL ○○-○○○○-○○○○ 担当×××××

(3) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認  
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)  
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※輸送手段が必要な場合)  
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定 (「市地域防災計画第2章第1節第5要配慮者の安全確保と支援体制の強化」、避難行動要支援者支援班の設置及び支援要員の確保)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、栗東市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、栗東市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、栗東市の意見や関連する情報をまとめる。

#### (4) 避難実施要領の内容の伝達等

栗東市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、栗東市長は、直ちに、その内容を栗東市の他の執行機関、消防長、警察署長及び自衛隊滋賀地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。さらに、栗東市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

《避難実施要領の通知・伝達》－資料編p42参照

### 3. 避難住民の誘導

#### (1) 栗東市長による避難住民の誘導

栗東市長は、避難実施要領で定めるところにより、栗東市の職員及び消防団員を指揮し並びに広域消防等との協力のもと、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、栗東市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる（特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である）

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備する等住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防の活動

広域消防は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下、消火活動及び救助・救急活動を行いつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関す

る情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

このため、栗東市は、平素から栗東市国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、広域消防及び消防団と十分な調整を行う。

### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

栗東市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、栗東市の職員及び消防職団員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官(以下「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。

また警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、栗東市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、栗東市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

### (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

栗東市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

### (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

栗東市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。栗東市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

### (6) 高齢者、障がい者等への配慮

栗東市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、栗東市対策本部に専門の組織を設けるとともに、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等、及び自治会、自主防災組織等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。この際、自治会等と社会福祉協議会・民生委員との協議を実施し、双方の役割を十分検討した上で、避難支援プランを事前に策定しておき、当該プランを活用することにより、迅速かつ的確に対応を行う。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難(又は屋内に留まること)を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

#### (7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

#### (8) 避難所等における安全確保等

栗東市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応する等、住民等の不安の軽減に努める。

#### (9) 動物の保護等に関する配慮

栗東市は「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

#### (10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる栗東市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

#### (11) 県に対する要請等

栗東市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合する等広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。栗東市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

#### (12) 避難住民の運送の求め等

栗東市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、市が避難住民の運送に係る調整を行う場合には、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

栗東市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

栗東市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(14) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

栗東市長は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

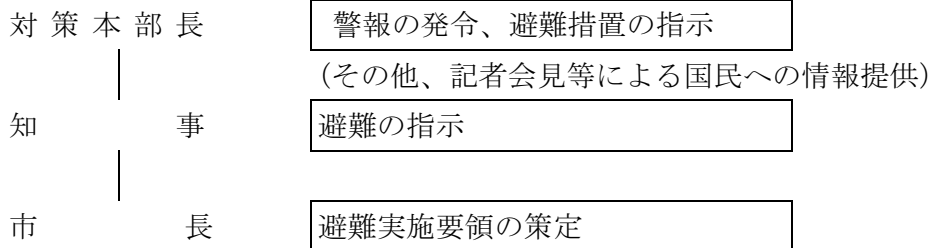
4. 武力攻撃事態の類型に応じた避難の基本的な要領等

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる)。
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

## (2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、広域消防、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

### ○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

### ○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、広域消防、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所等は、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

### (3) 着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

### (4) NBC攻撃の場合

栗東市長は、NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや、風下方向を避けて避難を行う等に留意して避難誘導を行う。

## 第5章 救 援

### 1. 救援の実施

#### (1) 救援の実施

栗東市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

栗東市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

#### ※【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

### 2. 関係機関との連携

#### (1) 県への要請等

栗東市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町との連携

栗東市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。



### (3) 日本赤十字社との連携

栗東市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

### (4) 緊急物資の運送の求め

栗東市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

## 3. 救援の内容

### (1) 救援の基準等

栗東市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び滋賀県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

栗東市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対して、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

### (2) 救援における県との連携

栗東市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求める等により平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、栗東市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

### 【医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項】

核攻撃等、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、以下に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

#### ① 核攻撃等の場合の医療活動

ア 医療関係者からなる救護班による原子力災害医療活動の実施

イ 内閣総理大臣により原子力災害医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

#### ② 生物剤による攻撃の場合の医療活動

ア 症状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）

イ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

#### ③ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

### (3) 救援の内容

栗東市長は、救援に関し事務の委任を受けた場合は、それぞれ以下の点に留意して実施する。

- ① 収容施設の供与
  - ア 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
  - イ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
  - ウ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
  - エ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
  - オ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
  - カ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
  - キ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
  - ク 提供対象人数及び世帯数の把握
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
  - ア 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
  - イ 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の県等への支援要請
  - ウ 提供対象人数及び世帯数の把握
  - エ 引渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制
- ③ 医療の提供及び助産
  - ア 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
  - イ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
  - ウ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
  - エ 避難住民等の健康状態の把握
  - オ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況
  - カ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
  - キ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
  - ク 臨時の医療施設における応急医療体制の確保
- ④ 被災者の捜索及び救出
  - ア 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊等の関係機関との連携
  - イ 被災情報、安否情報等の情報収集
- ⑤ 埋葬及び火葬
  - ア 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
  - イ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
  - ウ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
  - エ あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定

について(平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知)」参考)

オ 県警察等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施

カ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手続きに係る特例が定められた場合の対応(厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例)

⑥ 電話その他の通信設備の提供

ア 収容施設で保有する電話その他の通信施設等の状況把握

イ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整

ウ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定

エ 聴覚障がい者等への対応

⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ア 住宅の被災状況の収集体制(被災戸数、被災の程度)

イ 応急修理の施工者の把握、修理資材等の供給体制の確保

ウ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定

エ 応急修理の相談窓口の設置

⑧ 学用品の給与

ア 児童生徒の被災状況の収集

イ 不足する学用品の把握

ウ 学用品の給与体制の確保

⑨ 死体の捜索及び処理

ア 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊等の関係機関との連携

イ 被災情報、安否情報の確認

ウ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定

エ 死体の処理方法(死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保管(原則既存の建物)及び検案等の措置)

オ 死体の一時保管場所の確保

⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

ア 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集

イ 障害物の除去の施工者との調整

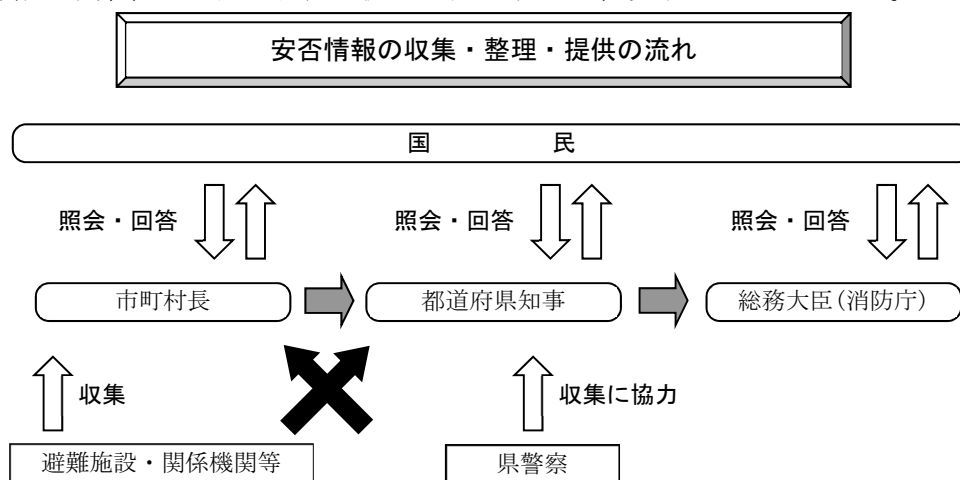
ウ 障害物の除去の実施時期

エ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

## 第6章 安否情報の収集・提供

栗東市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて、安否情報の収集および提供を行うシステム（以下「安否情報システム」という。）を適切に運用して行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を、以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、以下のとおりである。



図一 安否情報の収集、整理及び提供の流れ

### 1. 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

栗東市は、避難所において安否情報の収集を行う他、平素から把握している医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察、広域消防への照会等により安否情報の収集を行う。安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、栗東市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

#### (2) 安否情報収集の協力要請

栗東市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の

業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

栗東市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

## 2. 県に対する報告

栗東市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）を、安否情報システムで県に送付する。ただし、武力攻撃事態における災害等により安否情報システムによることができない場合には、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行い、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話等での報告を行う。

## 3. 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

- ① 栗東市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、栗東市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として栗東市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合等、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メール等での照会も受け付ける。

《安否情報照会書様式》－資料編p34参照

### (2) 安否情報の回答

- ① 栗東市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 栗東市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を

様式第5号により回答する。

- ③ 栗東市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

《安否情報回答書様式》－資料編p35参照

### (3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底する等、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 4. 日本赤十字社に対する協力

栗東市は、日本赤十字社滋賀県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。当該安否情報の提供に当たっても、3(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

栗東市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1. 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

栗東市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該栗東市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

栗東市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合等、栗東市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

栗東市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2. 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 栗東市長への通報

広域消防は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を栗東市長に通報する。

その際、広域消防等は、市長に通報することができないときは、知事に通報する。

## (2) 知事への通知

栗東市長は、広域消防、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2 応急措置等

栗東市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1. 退避の指示

#### (1) 退避の指示

栗東市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### ※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している栗東市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、栗東市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

《退避の指示の一例》－資料編p44参照

#### ※【屋内退避の指示について】

栗東市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、以下のような場合に行うものとする。



- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

## (2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 栗東市は、退避の指示を行ったときは、栗東市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。  
退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- ② 栗東市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

## (3) 安全の確保等

- ① 栗東市長は、退避の指示を住民に伝達する栗東市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や栗東市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 栗東市長は、栗東市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞く等安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 栗東市長は、退避の指示を行う栗東市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2. 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

栗東市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

## ※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している栗東市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 栗東市長は、警戒区域の設定に際しては、栗東市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 栗東市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察や広域消防等と連携して車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 栗東市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

栗東市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## 3. 応急公用負担等

### (1) 栗東市長の事前措置

栗東市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

## (2) 応急公用負担

栗東市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

## 4. 消防に関する措置等

### (1) 栗東市が行う措置

栗東市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

### (2) 消防の活動

広域消防は、その施設及び人員を活用して、国民保護法の他、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、消防職団員の安全確保措置を講じた上で、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、広域消防は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄のもとで、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実情に即した活動を行う。

### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

栗東市長又は湖南広域行政組合管理者（以下「広域消防の管理者」という。）は、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

### (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

栗東市長又は広域消防の管理者は、前(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要する等必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

### (5) 消防の応援の受入れ体制の確立

栗東市長又は広域消防の管理者は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が

円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図る等消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

#### (6) 消防の相互応援に関する出動

栗東市長又は広域消防の管理者は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、出動可能な消防部隊の把握を行う等、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

#### (7) 医療機関との連携

栗東市長は、広域消防とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

#### (8) 安全の確保

- ① 栗東市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を栗東市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立する等、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、栗東市長は、必要により現地に栗東市職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、栗東市対策本部との連絡を確保させる等安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 広域消防の管理者は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、広域消防と連携し、その活動支援を行う等団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 栗東市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

栗東市等は、生活関連等施設の特異な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した栗東市の対処に関して、以下のとおり定める。

## 1. 生活関連等施設の安全確保

### (1) 生活関連等施設の状況の把握

栗東市は、栗東市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集し、共有する。

### (2) 広域消防による支援

広域消防は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣等、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

### (3) 栗東市が管理する施設の安全の確保

栗東市長は、栗東市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、防災体制の充実等）を行う。

この場合において、栗東市長は、必要に応じ、県警察、広域消防その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、この他、生活関連等施設以外の栗東市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

（一部事務組合を構成して管理している生活関連等施設は、湖南4市及び湖南広域行政組合で連携して、警備の強化等の措置を講ずる。）

## 2. 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

### (1) 危険物質等に関する措置命令

栗東市長又は広域消防の管理者は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送等の措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と栗東市対策本部で所要の調整を行う。

表一 危険物質等について栗東市長等が命ずることができる対象及び措置

【対象】

物質の種類	区 分	措 置		
		①	②	③
消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）	消防法第11条第1項第1号の市の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は広域消防の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第12条の3	●	●
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項の火薬類（建設用びょう打銃用空砲、救命索発射銃用空砲および煙火に係るものに限る。）	製造業者、販売業者または消費者に対して、製造施設または火薬庫の全部もしくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること	火薬類取締法第45条		
	製造業者、販売業者または消費者その他火薬類を取り扱うものに対して製造、販売、貯蔵、運搬、消費または廃棄を一時禁止し、または制限すること			
	火薬類の所有者または占有者に対して、火薬類の所在場所の変更またはその廃棄を命ずること			
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること			
※措置欄の①、②、③は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する 措置①：危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限 措置②：危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限 措置③：危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄 ※措置欄の●は国民保護法第103条第3項により付与されている措置を意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する				

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

栗東市長又は広域消防の管理者は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、栗東市長又は広域消防の管理者は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 第4 NBC攻撃による災害への対処等

栗東市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1. NBC攻撃による災害への対処

栗東市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

#### (1) 応急措置の実施

栗東市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、広域消防と連携して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

栗東市及び広域消防は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

#### (2) 国の方針に基づく措置の実施

栗東市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、広域消防とともに所要の措置を講ずる。

#### (3) 関係機関との連携

栗東市長は、NBC攻撃が行われた場合は、栗東市対策本部において、広域消防、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、栗東市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

#### (4) 汚染原因に応じた対応

栗東市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ

以下の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

栗東市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、広域消防と連携して、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

栗東市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集等の活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

栗東市は、広域消防と連携して、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集等の活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性に鑑み、特に留意が必要である。

このため、栗東市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点に鑑み、保健衛生担当部署等(保健所、滋賀県衛生科学センター等、栗東市健康福祉部健康増進課)と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 栗東市長及び広域消防の管理者の権限

栗東市長又は広域消防の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、以下の表に掲げる権限を行使する。

表一 栗東市長及び広域消防の管理者の権限

	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・ 移動の制限 ・ 移動の禁止 ・ 廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・ 使用の制限又は禁止 ・ 給水の制限又は禁止
3号	死体	・ 移動の制限 ・ 移動の禁止



4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・ 廃棄
5号	建物	・ 立入りの制限 ・ 立入りの禁止 ・ 封鎖
6号	場所	・ 交通の制限 ・ 交通の遮断

栗東市長又は広域消防の管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、以下の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に以下の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

表一 権限を行使する場合の掲示事項（前表第5号、6号関係）

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

#### (6) 要員の安全の確保

栗東市長又は広域消防の管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供する等により、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

栗東市等は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### ○被災情報の収集及び報告

- ① 栗東市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 栗東市は、情報収集に当たっては広域消防、県警察等との連絡を密にする。
- ③ 栗東市又は広域消防は、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- ④ 栗東市又は広域消防は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合等、栗東市長又は広域消防の管理者が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

《被災情報の報告様式》－資料編p36参照

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

栗東市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1. 保健衛生の確保

栗東市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

栗東市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

栗東市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

栗東市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

- ① 栗東市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- ② 栗東市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 栗東市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

### (5) 栄養指導対策

栗東市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

## 2. 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理の特例

- ① 栗東市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 栗東市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示する等、特例基準に従うよう指導する。

### (2) 廃棄物処理対策

- ① 栗東市は、地域防災計画の定めに基づいて「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 栗東市は、廃棄物関連施設等の被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。
- ③ 栗東市は、平素から、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物の収集、運搬又は処分について検討するものとする。

## 3. 文化財の保護

### (1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財または史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、武力攻撃災害による被害を防止するために文化庁長官が行う命令及び勧告は、県教育委員会を通じ、所有者等に対して告知される。

この際、所有者等は、必要な措置をするため必要な場合は、県教育委員会を通じ、支援を要請する。

**(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行**

国宝等（国宝、又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、所有者等が上記命令又は勧告に従わないとき等においては、文化庁又は県教育委員会の職員が当該国宝等の責任者となり、所要の措置を講ずることとなる。

**(3) 県指定等文化財に関する勧告、指導及び助言**

県指定等文化財に関し、武力攻撃災害による被害を防止する必要がある場合は、県教育委員会からその所有者等に対して、被害を防止するための勧告、指導又は助言がなされる。

**(4) 市指定等文化財に関する勧告、指導及び助言**

栗東市教育委員会は、武力攻撃災害による市指定等文化財の被害を防止するため、その所有者等に対し、勧告、指導又は助言を行う。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

栗東市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、県等の関係機関と連携して実施する国民生活の安定に関する措置について以下のとおり定める。

### 1. 生活関連物資等の価格安定

栗東市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2. 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

栗東市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

栗東市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3. 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給

水道事業者として栗東市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として栗東市は、当該公共的施設を適切に管理する。

## 第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

栗東市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

### ※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

### (1) 特殊標章等

#### ア 特殊標章

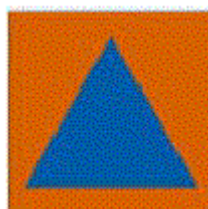
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形。）

#### イ 身分証明書


第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は以下のとおり）

#### ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に  
青の正三角形）

表面		裏面	
	この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための空白		
<b>身分証明書</b> IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defense personnel			
氏名/Name -----			
生年月日/Date of birth -----			
この証明書の所持者は、次の資料において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as			
交付等の年月日/Date of issue -----		発行番号/No. of card -----	
有効期限の満了日/Date of expiry -----		許可権者の署名/Signature of issuing authority -----	
身長/Height -----	目の色/Eyes -----	頭髮の色/Hair -----	
その他の特徴又は識別(Other distinguishing marks or information):			
写真/Photo of holder PHOTO OF HOLDER			
印刷/Stamp		所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

## (2) 特殊標章等の交付及び管理

栗東市長、消防長及び水防管理者は「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。（市(町村)の特殊標章及び身分証明書に関する交付例要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）

### ① 栗東市長

- ・栗東市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防団長及び消防団員
- ・栗東市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・栗東市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### ② 消防長

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### ③ 水防管理者

- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## (3) 特殊標章等に係る普及啓発

栗東市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場等の様々な機会を通じて啓発に努める。



# 第4編 復旧等

## 第1章 応急の復旧

栗東市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1. 基本的考え方

#### (1) 栗東市が管理する施設及び設備の緊急点検等

栗東市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

#### (2) 通信機器の応急の復旧

栗東市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、県を通じて直ちに総務省にその状況を連絡する。

#### (3) 県に対する支援要請

栗東市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

### 2. 公共的施設の応急の復旧

(1) 栗東市は、武力攻撃災害が発生した場合には、栗東市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

- (2) 栗東市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

栗東市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、栗東市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

### (2) 栗東市が管理する施設及び設備の復旧

栗東市は、武力攻撃災害により栗東市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

### (3) 復旧に当たっての留意点

栗東市は、武力攻撃災害の復旧に当たっては、一般住民との十分な情報の共有と対話を重ねながら復旧体制の整備に努める。

### 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

栗東市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要事項について、以下のとおり定める。

#### 1. 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

##### (1) 国に対する負担金の請求方法

栗東市は、国民保護措置の実施に要した費用で栗東市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

##### (2) 関係書類の保管

栗東市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

#### 2. 損失補償及び損害補償

##### (1) 損失補償

栗東市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

##### (2) 損害補償

栗東市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

#### 3. 総合調整及び指示に係る損失の補てん

栗東市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。ただし、栗東市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

## 第5編 緊急対処事態への対処

### 1. 緊急対処事態

栗東市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

栗東市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、栗東市緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施等の緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2. 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、栗東市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記による他、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

---

## 栗東市国民保護計画【本編】

編集発行	栗 東 市
発行日	平成19年3月
修正日	平成22年8月
修正日	令和2年3月

---